

社会保障審議会年金事業管理部会の監視機能強化のための「特別作業班」の整備について（案）

1 目的

今般、年金事業管理部会（以下、「部会」という。）の監視機能の強化の一環として、その年金業務を担っている厚生労働省及び日本年金機構に対し、年金事業管理部会部会長（以下、「部会長」という。）より特命を受けた部会委員（以下、「特別作業班」という。）が業務の現場に赴き実態を調査し、その調査結果を直接部会に報告する仕組みを整備する。

2 活動内容

- 年金事務所等の現場に赴き実態を調査（※）し、調査結果を部会に報告。

※ 職員からのヒアリングや書面調査等を実施する。

3 特別作業班の派遣及び構成

- 部会長が部会自ら調査する必要があると認めた場合に特別作業班を派遣する。
- 部会長が指名する部会委員複数名で構成。